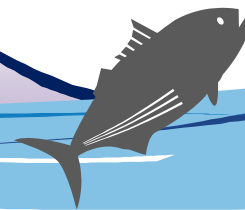


# まちづくり回覧板

～みんなでつくる自治基本条例～



平成24年10月

## 2回目の「大ワールドカフェ」を開催しました

平成24年9月29日（土）午後1時から総合福祉会館にて、焼津市自治基本条例を考える市民会議「大ワールドカフェ」を開催しました。参加者は、神奈川県相模女子大学の学生9名を含め、64名でした。

冒頭、清水市長からは、「自治基本条例をつくり、災害に強い安心して住み続けられる焼津にしたい、市民がお互いを尊重しながらまちづくりを進められるようにしたい」などのあいさつがありました。

続いて、焼津市自治基本条例を考える市民会議（以下、「市民会議」）の3名の委員が、①市民会議の活動経過、②焼津市にとっての自治基本条例の必要性、③「焼津市自治基本条例・はじめの一步案」について報告をしました（概要は右囲み）。

参加者全員での旗上げアンケートの後、大ワールドカフェが始まりました。今回もお茶を片手に2つの話題をテーブルのメンバーを替えて話し合いました。1つめの話題は「市民会議の報告を聞いて大切だと思ったこと、疑問に思ったこと」、2つめは「焼津市が安心して住み続けられるまちであるために、みんなのルール（自治基本条例）に盛り込みたいこと」です。話し合いの後、各班から大事な点について発表がありました（2ページに発表の一部を掲載）。

最後に、今回のまとめとして、相模女子大学の松下先生から、「様々な人達が、様々な力を発揮できる社会や仕組みが大事。そういう社会になるために自治基本条例を考えて」というアドバイスをいただきました。

### 焼津市自治基本条例を考える市民会議の報告

- ①これまでの市民会議の活動経過
- ・市民会議は団体推薦と公募の市民、市職員の30名で昨年11月に活動を開始。
  - ・今年3月まで「はじめの一步案」を検討。
  - ・6月から5つの班に分かれてP1（他の市民との対話）をこれまでに27回実施、合計1,051人の市民が参加した。

- ②焼津市にとっての自治基本条例の必要性
- ・地方分権、人口減少・少子高齢化、東日本大震災の経験などから、私たちの心のあり方が問われている。
  - ・人は一人では生きていけない。地域社会を活性化し、住民中心の社会をつかっていく。そのための市民参画の仕組み、まちのルールが必要。それが自治基本条例。

- ③焼津市自治基本条例・はじめの一步案
- ・これからの市民・議会・行政の三者のあり方について考えている。
  - ・まちづくり・自治を進めるための考え方、進め方、仕組みも盛り込みたい。
  - ・この条例を活かすための仕組みも必要。
  - ・自分たちが行動しやすいものにしたい。

- ◆報告について松下先生から一言
- ・自治基本条例というのは分かりにくい、みんながまちのことを自分達のことと思う文化をつくり、継承していくこと。それが焼津市の取り組みの意義だと思う。



# 11のテーブルに分かれて、自治基本条例について考えました

「大ワールドカフェ」の進め方…5～6名で11のテーブル（班）をつくり話し合い

○話題1「市民会議の報告を聞いて大切だと思ったこと、疑問に思ったこと」

《休憩・テーブル移動》～テーブルに1人だけ残し、班のメンバーを入れ替え

○話題2「焼津市が安心して住み続けられるまちであるために、みんなのルール（自治基本条例）に盛り込みたいこと」

◎発表：各グループから、本日の話し合いのポイントについて1分ずつ報告

## 各班の発表の一部を紹介します

### 《1班》

- ・地域の特色を生かしたまちづくりを進めるための理念も条例に書いて、自分たちのまちにプライドを持てるような条例にしたい。

### 《2班》

- ・こういう会はとても大事。続けたい。
- ・一方、まとめ役としての市長や議会、自治会など、今ある仕組みをもっと活かすことも大事。

### 《3班》

- ・自治基本条例を定期的に更新していこうということで盛り上がった。
- ・地域のコミュニティの広がりを大切に。防災で地域と企業が協力を。

### 《4班》

- ・若い人が住み続けられるまちづくりを。具体的には女性が働きやすいまち、待機児童ゼロのまち。焼津のブランド化を。

### 《5班》

- ・市民や行政の意識改革を。その中で、まちの誇りや文化、伝統などを受けつぐことの重要性を盛り込んだら。それにより若い人が集まるまちに。

### 《6班》

- ・この条例は、誰でも理解できるような基本的ルールとして、分かりやすくしていく必要があると思う。
- ・安心について、もう一歩考えたい。

### 《7班》

- ・高齢者でも自立して責任を持って何かができる。それが負担なら、何割かでもやってもらい、残りをみんなでサポートできるといい。

### 《8班》

- ・「焼津市といえば…だよね」と言えるようにもっとPR。
- ・子育て環境の充実を。
- ・財政的にも安定し、定住して暮らせるまちに。企業誘致、雇用。

### 《9班》

- ・住民自ら問題意識を持って問題解決を図ることがこの条例の基本。市民がそういう意識を持つことが大事。
- ・自由にみんなが集まれる場を。

### 《10班》

- ・安心して住み続けられるまち。自助や共助の体制の整備。
- ・焼津の資源を活かしたまちづくり。「love焼津」人口流出を防ぎたい。

### 《11班》

- ・情報の共有化。自治会を中心に地域のつながりを。格差をなくしながら、地域性を活かしながら、条例の意義を浸透させていけると自治基本条例をつくる意味がある。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議  
事務局：焼津市企画財政部企画調整課  
電話：054-626-2141（直通）  
E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp